

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和7年7月17日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹 事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官

議 題

人事院規則9—55（特地勤務手当等）の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則9—55（特地勤務手当等）の一部改正」について、総括審議官から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則 9—5 5（特地勤務手当等）の一部改正について

令和 7 年 7 月 17 日

給 与 局

1 改正内容

特地勤務手当の支給対象となる官署については、人事院規則 9—5 5（特地勤務手当等）の別表において当該官署名、所在地及び級別区分を規定している。

今般、法務省より、本年 7 月 22 日付けで、当該別表に掲載されている鹿児島地方法務局屋久島出張所が廃止されるとの報告があったことから、別表から同出張所を削除する。

2 公布日・施行日等

公布日・施行日：令和 7 年 7 月 22 日

以 上

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年七月二十二日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―五五―一五三

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官署				別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官署			
都道	所在地	官 署	級別	都道	所在地	官 署	級別

附 則

二
(略)

備考 1・2
(略)

(略)	県			鹿児島	(略)	府県
(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)	
(略)	三級地			(略)	(略)	区分

二
(略)

備考 1・2
(略)

(略)	県			鹿児島	(略)	府県
(略)	(略)	二	熊毛郡屋久 島町宮之浦 一五九三の	(略)	(略)	
(略)	(略)	島出張所	法務局屋久 鹿児島地方	(略)	(略)	
(略)	三級地			(略)	(略)	区分

この規則は、公布の日から施行する。